

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成23年10月13日(2011.10.13)

【公表番号】特表2010-537031(P2010-537031A)

【公表日】平成22年12月2日(2010.12.2)

【年通号数】公開・登録公報2010-048

【出願番号】特願2010-522334(P2010-522334)

【国際特許分類】

C 08 F 2/10 (2006.01)

C 08 F 20/06 (2006.01)

A 61 F 13/49 (2006.01)

A 61 F 13/53 (2006.01)

【F I】

C 08 F 2/10

C 08 F 20/06

A 41 B 13/02 D

【誤訳訂正書】

【提出日】平成23年8月22日(2011.8.22)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

a) 少なくとも1つのエチレン系不飽和モノマー、

b) 選択的に架橋剤、

c) 少なくとも1つの開始剤及び

d) 水

を含有するモノマー溶液の液滴を、反応空間内の周囲の気相中で重合させることによる、吸水性ポリマー粒子の製造方法であって、前記モノマー溶液が酸素を少なくとも0.0002質量%含有し、かつ前記気相の酸素含量が少なくとも0.5体積%であることを特徴とする、吸水性ポリマー粒子の製造方法。

【請求項2】

前記モノマー溶液が酸素を少なくとも0.0004質量%含有する、請求項1記載の方法。

【請求項3】

前記気相の酸素含量が少なくとも1体積%である、請求項1又は2記載の方法。

【請求項4】

前記気相の酸素含量が多くとも10体積%である、請求項1から3までのいずれか1項記載の方法。

【請求項5】

前記気相の窒素含量が少なくとも80体積%である、請求項1から4までのいずれか1項記載の方法。

【請求項6】

前記気相が前記反応空間を少なくとも0.01m/sの速度で貫流する、請求項1から5までのいずれか1項記載の方法。

【請求項7】

ガス入口温度が低くとも 160 である、請求項 6 記載の方法。

【請求項 8】

ガス出口温度が高くとも 180 である、請求項 6 又は 7 記載の方法。

【請求項 9】

モノマー a) の少なくとも 50 mol% がアクリル酸である、請求項 1 から 8 までのいずれか 1 項記載の方法。

【請求項 10】

アクリル酸が少なくとも 25 mol% 中和されている、請求項 9 記載の方法。

【請求項 11】

前記モノマー溶液が、モノマー a) を基準として、架橋剤 b) を少なくとも 0.01 質量 % 含有する、請求項 1 から 10 までのいずれか 1 項記載の方法。

【請求項 12】

前記液滴が少なくとも 200 μm の平均直径を有する、請求項 1 から 11 までのいずれか 1 項記載の方法。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0012

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0012】

高められた酸素含量は、前記モノマー溶液を安定化させ、かつより少ない量の重合防止剤の使用を可能にし、かつそのために前記重合防止剤によって引き起こされる生成物変色を減少させる。

【誤訳訂正 3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0021

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0021】

モノマー a) の酸基は、通常、部分的に、好ましくは 25 ~ 85 mol% 、より好ましくは 50 ~ 80 mol% 、特に好ましくは 60 ~ 75 mol% が中和されており、その際に常用の中和剤、好ましくはアルカリ金属水酸化物、アルカリ金属酸化物、アルカリ金属炭酸塩又はアルカリ金属炭酸水素塩並びにそれらの混合物が使用されることができる。アルカリ金属塩の代わりに、アンモニウム塩も使用されることができる。ナトリウム及びカリウムは、アルカリ金属として特に好ましく、しかしながら水酸化ナトリウム、炭酸ナトリウム又は炭酸水素ナトリウム並びにそれらの混合物が極めて特に好ましい。通常、中和は、水溶液として、溶融物として、又は好ましくはまた固体としての前記中和剤の混入により達成される。例えば、明らかに 50 質量 % 未満の水割合を有する水酸化ナトリウムは、23 を上回る融点を有するろう様の塊状物として存在しうる。この場合に、ばら原料(Stueckgut)として又は高められた温度での溶融物として計量供給が可能である。

【誤訳訂正 4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0072

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0072】

例 1 (比較試験)

アクリル酸 1.6 kg 及びアクリル酸ナトリウム 14.4 kg (水中 37.5 質量 % 溶液) を、3 エトキシリ化されたグリセリントリアクリラート 12 g (約 85 質量 %) と混合した。前記モノマー溶液の酸素含量は、0.0006 質量 % であった。得られた混合物を、加

熱された滴下塔中で滴下した（高さ 1 2 m、幅 2 m、並流でガス速度 0 . 1 m/s）。前記混合物の計量供給速度は 1 6 kg/h であった。前記滴下プレートは、1 7 0 μm あたり 3 0 個の穴を有していた。前記開始剤を、滴下器の前でスタティックミキサーを介して前記モノマー溶液中へ計量供給した。開始剤として、水中の 2 , 2 - アゾビス [2 - (2 - イミダゾリン - 2 - イル) プロパン] 二塩酸塩の 5 質量 % 溶液 5 8 0 g/h 及び水中のペルオキソニ硫酸ナトリウムの 3 質量 % 溶液 4 4 0 g/h を使用した。ガス予熱の火力を、ガス出口温度が、滴下塔中で一定に 1 3 0 であるように制御した。